

第一課長

林

昭和十二年八月二十三日

蘆野文書課長

各部局課長殿

事變ノ解釋ニ關スル閣議了解事項ノ件

八月十七日閣議ニ於テ事變ノ解釋ニ關スル閣議了解事項左記ノ通決定相成リタル趣同日附風見内閣書記官長ヨリ堀内外務次官宛通牒有之タリ

記

上海事件ノ發生ニ依リテモ特ニ新ナル事態發生セルモノトハ認メズ北支蘆溝橋附近ニ於ケル日支兵衝突ニ端ヲ發セル以後ノ全般ノ事態ヲ以テ七月十一日閣議決定ノ事變トスルコト

外務省

第二課長

田村

堀内

昭和十二年八月二十三日

蘆野文書課長

各部局課長殿

事變ノ解釋ニ關スル閣議了解事項ノ件

八月十七日閣議ニ於テ事變ノ解釋ニ關スル閣議了解事項左記ノ通決定相成リタル趣同日附風見内閣書記官長ヨリ堀内外務次官宛通牒有之タリ

記

上海事件ノ發生ニ依リテモ特ニ新ナル事態發生セルモノトハ認メズ北支蘆溝橋附近ニ於ケル日支兵衝突ニ端ヲ發セル以後ノ全般ノ事態ヲ以テ七月十一日閣議決定ノ事變トスルコト

外務省

要綴

上海事件ノ發生ニ依リテモ特ニ新ナル事態發生セルモノトハ認メズ北支蘆溝橋附近ニ於ケル日支兵衝突ニ端ヲ發セル以後ノ全般ノ事態ヲ以テ七月十一日閣議決定ノ事變トスルコト

寫

昭和十一年七月十一日

内閣書記官長 風見 章

逕外務次官宛

本日閣議ニ於テ別紙ノ通決定相成候條依命此段及通牒候

公 信 案

外 務 省

(別紙)

今次北支蘆溝橋附近ニ於ケル日支兵衝突ニ端ヲ發セル事件ヲ

事變ト見做ス

以上

公 信 案

外 務 省

H-0 9 6 0

0009